

## 新潟市スポーツ大賞に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの分野における輝かしい活躍を通じて、市民に勇気や希望や感動を与えることに顕著な功績のあったものを表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰)

第2条 市長は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して新潟市スポーツ大賞を授与し、これを表彰することができる。

- (1) 国際的な規模で開催されるスポーツの競技大会において、優秀な成績を収めたもの
- (2) 前条の趣旨に照らして市長が特にふさわしいと認めるもの

2 市長は、前項各号の規定に該当する個人又は団体であって特に顕著な功績があると認められるものに対して新潟市スポーツ大賞特別賞を授与し、これを表彰することができるものとする。

3 第1項及び前項の規定による表彰（以下「表彰」という。）は、市内に居住し、若しくは市にゆかりのあるものに対して行う。

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。この場合において、副賞を贈呈することができる。

### (表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日以後に第2条第1項各号の一に該当することとなったものについて適用する。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。